

宮司公民館の今後についての説明会

福津市

令和4年10月

目次

1. 宮司公民館の概要	2
2. 宮司公民館の現状と課題	
(1) 宮司公民館の利用状況	3
(2) 宮司公民館の維持管理運営の状況	4
(3) 公民館としての機能状況	5
3. 公共施設としての宮司公民館	5
4. 宮司公民館の廃止までのスケジュール	6

1. 宮司公民館の概要

【所在地：福津市宮司3丁目15番1号】

昭和43年 津屋崎町宮司区の区民会館「宮地嶽會館」として建設。

昭和61年 津屋崎町の地区公民館として運営。ホール増設。

平成17年 福津市の公民館として運営。

令和4年 現在に至る。



【宮司公民館】

- 竣工年 昭和43年
- 構造 鉄筋コンクリート造
- 延床面積 492㎡



【ホール】

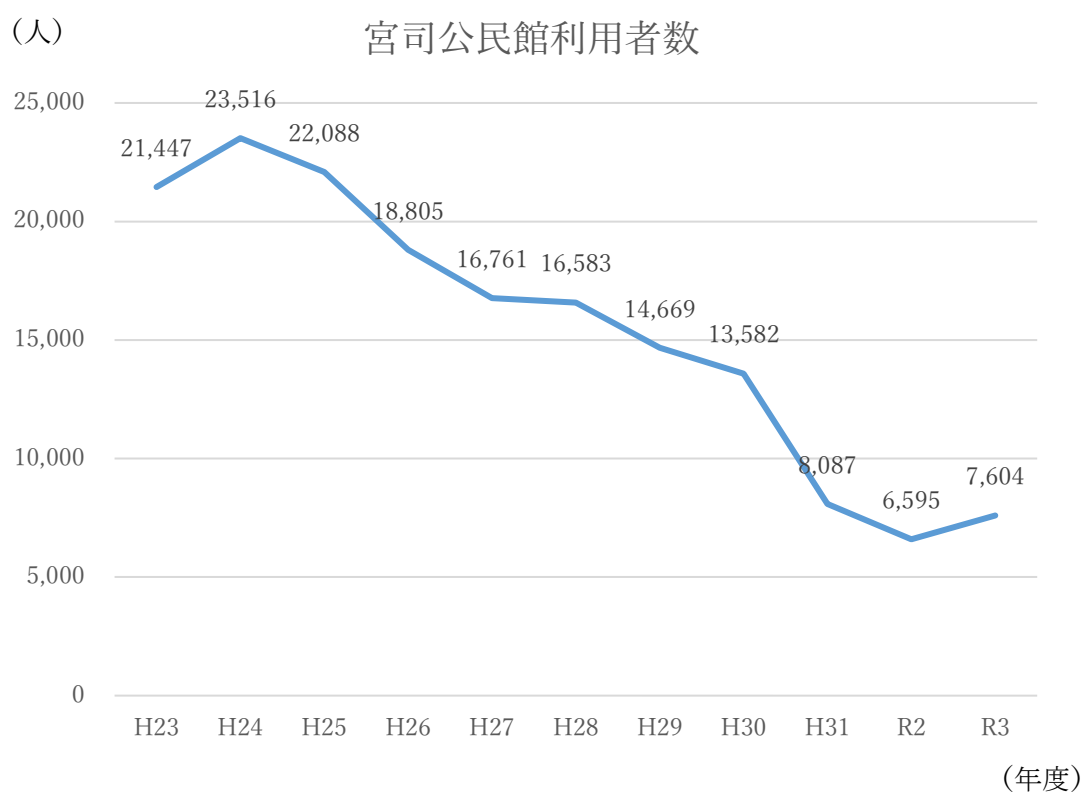
- 竣工年 昭和61年
- 構造 鉄骨造
- 延床面積 414㎡

2. 宮司公民館の現状と課題

宮司公民館は、社会教育法に基づき、昭和61年に社会教育の推進を行うための拠点施設として、津屋崎町が宮地嶽會館を宮司公民館に移行しました。

(1) 宮司公民館の利用状況

宮司公民館の施設は、和室（6部屋）・大会議室（1部屋）・ホールがあり、市民や地域住民の生涯学習の場や地域コミュニティの場として利用されています。しかし、ここ10年間の利用者は減少傾向にあり、利用者離れがみられます。



(2) 宮司公民館の維持管理運営の状況

宮司公民館の運営は、市が行っています。公民館の各施設の平均稼働率は、和室3.2%、大研修室13.5%、ホール23.4%と低い状況にあります。利用者が支払う使用料は、年間約79万円で、その収入に対して経常的な光熱費や維持管理運営にかかる経費は年間約396万円を要しています。

また、公民館は築54年が経過しており、耐震改修も出来ておらず、平成26年に実施した建物等現況調査では、内部の経年劣化の進行による室内のクラック補修対応が必要とされました。

また、昭和61年に増設したホールについても、築36年が経過しており、天井の補修や鉄骨などの外部の金属部分の錆状態の確認をし、補修が必要です。

しかし、施設の運営経費と、老朽化対策や耐震改修への維持経費が必要となり、財政面では厳しい状況であるといえます。

宮司公民館の施設の稼働率

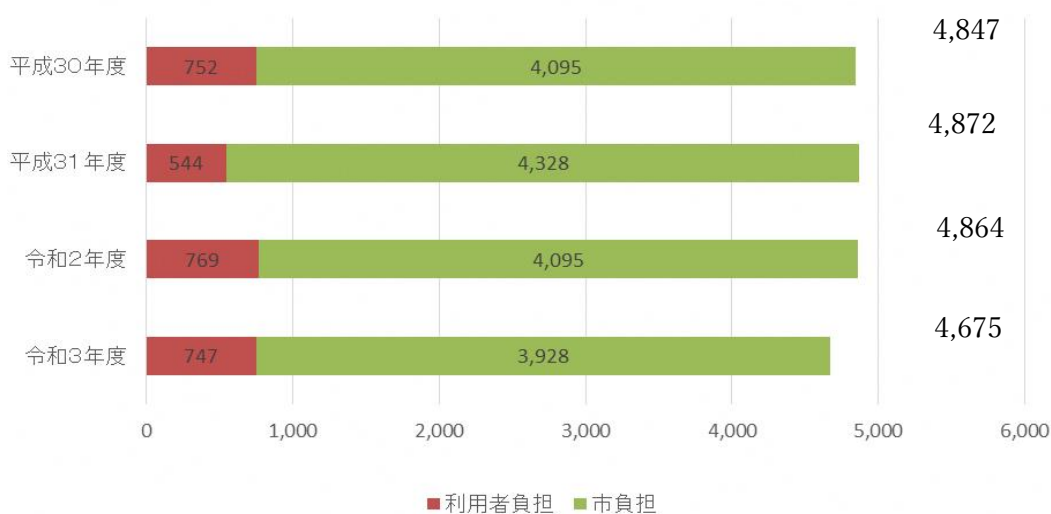
(単位：%)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
和室	5.3	3.6	2.2	1.5
大会議室	15.2	13.3	12.6	13
ホール	28.5	13.4	21.7	30.3

宮司公民館の歳入歳出

(単位：千円)

運営経費合計



(3) 公民館としての機能状況

公民館は、生活の中で気軽に人々が集うことができる場であり、自らの興味関心に基づいて、また社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶ場、そして地域のさまざまな機関や団体の間にネットワークを形成する場として、市民や地域住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくり、地域づくりに貢献していく役割を担っています。

公民館の運営者である自治体は、国が定める「公民館の設置及び運営の基準」に基づいて講座の開設や講習会の開催、多様な学習の機会の提供やインターネットなどの活用等による学習情報の提供の充実など、これらの役割を果たすよう努めなければなりません。

宮司公民館も対応したいところですが、施設の老朽化や市の財源不足により十分な機能を果たせずにいます。

市は効率的で効果的な公民館として社会教育の推進を行うため、中央公民館へ機能の集約をしております。そこでは、郷育カレッジなど、さまざまな活動を実施しています。

3. 公共施設としての宮司公民館

福津市の公共施設は、人口増加や行政需要の拡大などに伴い、昭和45年頃から平成7年頃にかけて多くの建物を建設しました。

それら公共施設は、これから大規模な修繕や建て替えの時期を迎え、老朽化対策として計画的な修繕、改修が必要になってきます。

しかし、本市の財政面から見て、非常に厳しい状況になることが予想され、現在ある施設の量や質をそのまま維持しようとする、必要性の高い施設まで安全・安心に利用できなくなることが懸念されます。

このような公共施設の更新等に対し、社会の状況、財政状況、市民のニーズを見据えて施設を更新していくためには、個々の施設ごとに市民のニーズや維持管理を考えるのではなく、市全体のニーズを踏まえた上で、公共施設の最適な施設運営をしていくことが必要になります。

宮司公民館は、築54年が経過しており耐震性機能の面からも安全性の確保ができておらず、また、社会教育法に則った事業ができていない状況にあります。

よって、現状を鑑みまして、令和6年3月をもって公民館を廃止するといった苦渋の決断をいたしました。

現在、宮司公民館をご利用いただいております市民の皆様には、ご理解いただきまして、市内の公共施設等をご利用いただきたく存じます。

4. 宮司公民館の廃止までのスケジュール

宮司公民館の施設廃止に向けたスケジュールを下記の予定で進めてまいります。なお、宮司公民館の利用は、令和6年3月末までを予定しております。

○令和4年度

- ・利用者及び関係者へ説明会を開催。
- ・条例改正。

○令和5年度

- ・宮司公民館解体工事設計実施。
- ・市民へ周知。

○令和6年度

- ・宮司公民館解体工事の実施。

【問い合わせ】

〒811-3224

福津市手光 2222 番地

福津市中央公民館 公民館係

TEL : 0940-43-2100 Fax : 0940-43-2868

E-mail : kominkan@city.fukutsu.lg.jp